

「2027年国際園芸博覧会駐車場予約システム運営業務委託」 プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 「2027年国際園芸博覧会駐車場予約システム運営業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会プロポーザル実施事務要領（以下「実施事務要領」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 当該業務の実施体制
- (2) 予定技術者の経歴等
- (3) 業務の実施方針
- (4) 提案内容
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
- (2) 提案内容
- (3) ヒアリング
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等
- (5) 業務遂行能力

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮するものとする。

- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価項目（着目点含む）及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) 提案書の評価
 - (3) ヒアリング
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 委員に委員長を置き、次のとおりとする。
委員長 財務部長
委員 企画調整部長
機運醸成部長
事業部長
交通対策室長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、委員の中より1名を協議により選出し、その職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員が欠席した場合、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。
 - 6 委員長は、評価結果を公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 入札等参加資格審査・業者選定第1委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、2025年5月19日から施行する。